

**五城目町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和 8 年 3 月  
五城目町教育委員会**

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正により、サービスを監督する教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされた。このことを受け、五城目町教育委員会では、令和3年4月に策定し、令和7年4月に改定した「五城目町教職員働き方改革アクションプラン（業務改善方針）」を踏まえ、講ずべき措置を追加した本計画を策定するものである。

五城目町教育振興基本計画に掲げる基本理念「郷土を育み、未来を担う“ひとづくり”」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、その専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することにとどまらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

学校における働き方改革を通じて、教育職員が心身ともに健康で、日々の生活や教職人生をより豊かなものとし、自らの人間性や創造性を高めることで、教育活動のさらなる充実につながることを目指す。

## (2) 本町の現状

本町では、令和3年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「五城目町教職員多忙化防止アクションプラン」を策定した。さらに、令和7年4月には「五城目町教職員働き方改革アクションプラン（業務改善方針）」へ改訂し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 30.5 時間	17.4 %	0.0 %
中学校	月 44.6 時間	47.6 %	3.0 %
全体	月 35.7 時間	28.5 %	1.1 %

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 28.5 %となっている。小・中学校ともに、特定の教育職員に校務分掌業務や生徒指導対応等の負担が集中している状況も見られることから、業務の精選や適切な業務分担を進めていく必要がある。

また、中学校では部活動の指導等による業務負担も大きくなっており、部活動の休養日の完全実施や外部指導者の活用を図るとともに、地域展開の取組を進めることにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 全教職員の1年間における時間外在校等時間を360時間以内にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【R6：13.6日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11.4%※まで減少させる。  
※R7公立学校共済組合全体 【R7：18.9%】
- ③ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※毎年度取組の成果と課題を検証し、必要に応じて計画を見直す。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア. 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、地域学校協働活動と連携を図り、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、学校給食費については令和9年度からの実施を目指す。

**イ．教師以外が積極的に参画すべき業務**

○調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、校務支援システムの機能等を活用し、学校の事務負担を軽減する。
- ・ 小・中学校において事務の共同実施により事務機能を強化するとともに、学校事務職員が学校運営にこれまで以上に参画し、教職員の負担軽減を図る。

○部活動

- ・ 令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和9年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

**ウ．教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する、学習支援員を各校に配置する。
- ・ ICT支援業務の外部委託により、継続的な支援を行う。
- ・ ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、あおぞら相談員等の専門性を有する外部人材を積極的に活用し教職員の負担軽減を図る。

**(2) 学校における措置の推進**

学校における以下の措置を推進することで、教育職員の研修時間や期末時間を創出し、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を各小・中学校に設置する。

### **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧奨する。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場改善の改善を推進する。
- ・ 退校時刻を意識した仕事の進め方や優先順位を付けた効率化など、時間に対する意識を高める とともに、必要な業務終了後は速やかに退校することを習慣化する。
- ・ 退校時刻を遅くとも 19 時を目途とする。
- ・ 長期休業中に学校閉庁日を設定する。
- ・ ノー残業デーを週 1 日以上設定する。 中学校においては、部活動休養日と合わせてノー残業デーを週 1 日以上設定するなどの休みやすい環境の整備等に努める。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、五城目町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たり、庁内関係部局、外部関係機関とともに取り組む。
- ・ 地域ボランティアの確保・充実などについて、町長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるな

ど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。